

議案第101号

大阪市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例案

大阪市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、旧法の例による。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条、第5条及び第7条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「旧指定介護療養型医療施設基準」という。）第1条から第22条まで、第23条第1項、第23条の2から第35条まで及び第36条第1項並びに附則
- (2) 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第41条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第8条
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで（これらの規定のうち旧指定介護療養型医療施設基準に係る部分に限る。以下同じ。）

（管理者の責務）

第4条 指定介護療養型医療施設の管理者は、前条に定める基準のうち、旧指定介護療養型医療施設基準第6条から第22条まで、第23条の2から第35条まで及び第36条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（記録の整備）

第5条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する旧指定介護療養型医療施設基準第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準）

第6条 前3条（第3条中旧指定介護療養型医療施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（旧指定介護療養型医療施設基準第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、旧指定介護療養型医療施設基準第37条から第49条まで並びに旧指定介護療養型医療施設基準第50条において準用する旧指定介護療養型医療施設基準第6条から第10条まで、第13条、第15条から第17条の3まで、第21条、第22条、第23条第1項、第23条の2、第25条の2、第27条から第35条まで及び第36条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで並びに第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち旧指定介護療養型医療施設基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第4条中「前条」とあるのは「第6条第1項」と、「第6条から第22条まで、第23条の2」とあるのは「第42条から第49条まで並びに旧指定介護療養型医療施設基準第50条において準用する旧指定介護療養型医療施設基準第6条から第10条まで、第13条、第15条から第17条の3まで、第21条、第22条、第23条の2、第25条の2、第27条」と、「及び第8条」とあるのは「、第6条第2項及び第7条」と、「次条」とあるのは「第6条第2項において読み替えて準用する第5条」と、前条中「第36条第2項各号」とあるのは「第50条において読み替えて準用する旧指定介護療養型医療施設基準第36条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第7条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(旧指定介護療養型医療施設基準第51条第1項に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

(1) 第3条第1号に定める基準のうち旧指定介護療養型医療施設基準第7条第1項及び第10条第1項に係る部分

(2) 第6条第1項に定める基準のうち旧指定介護療養型医療施設基準第50条において準用する旧指定介護療養型医療施設基準第7条第1項及び第10条第1項に係る部分

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付等(旧指定介護療養型医療施設基準第51条第2項に規定する交付等をいう。)のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付

等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

（旧指定介護療養型医療施設基準等の改正に伴う経過措置）

第8条 旧指定介護療養型医療施設基準（旧指定介護療養型医療施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護療養型医療施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。